

表

1時間あたりの路上喫煙者数(朝の通勤時間帯)		
	8月中旬	7月下旬
SL広場	35人	150人
桜田公園	21人	50人

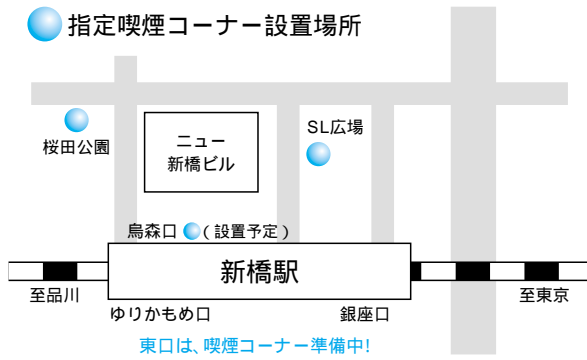
1日あたりのポイ捨て吸い殻数(平均)		
	8月中旬	7月下旬
SL広場	432本	970本
桜田公園	214本	774本

8月1日(金)から新橋駅周辺300mを対象に開始した「みなとタバコルール」(試行)は、皆さんのご理解とご協力により、徐々に成果をあげています(表)。

好きな街だからマナーです! みなとタバコルール 新橋駅周辺で実施中

決められた場所以外では吸いません、捨てません。
吸わない人の健康も考えます。

問い合わせ
事業推進課
☎内線2093



さらに、実態調査・聞き取り調査等を定期的に行い、課題を検討していきます。

「みなとタバコルール」は、区内全域での路上・歩行喫煙、ポイ捨てのない街をめざすものです。罰則を持って取り締まる手法をとらず、あくまでも、区民・企業・区等の連携による、マナー・モラルの向上により、その目的を果たします。

今後各企業への協力要請やキャンペーン等を継続的に実施し、歩行喫煙・ポイ捨てのない街をめざします。

みなとタバコルールの考え方



みんなが安心して医療を受けられるために もっと知りたい!! 国民健康保険

いつも健康であることが私たちの願いですが、病気やけがはある日突然やってきます。そんなときに備えて、日ごろから加入者がそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、必要な医療費にあてようという制度が、国民健康保険(国保)です。

加入するとこんな給付が受けられます

病院・診療所の窓口で保険証を提示することで、診療・治療などの医療にかかった費用の3割(3歳未満は2割、70歳以上の人は1割・そのうち一定以上所得者は2割)の一部負担金を支払うだけで済み、残りは国民健康保険が負担します。

また入院時の食事代についても、一定額を支払うだけで残りは国民健康保険が負担します。

療養費

やむを得ない理由で保険証を

提示できなかった場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

職場の医療保険(健康保険・船員保険・共済組合など)に加入している人、または生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

外国人登録をしている人も同じです(ただし外交・公用または旅行などで一時的に滞在している人は除きます)。

国民健康保険はその加入資格がある限り、個人の自由意思でやめることはできません。

次の人は加入が必要です(被保険者)

提示できない場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

提示できない場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

提示できない場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

表

	所得割額	均等割額	年間分
医療分	被保険者全員の住民税額 × 2.04	被保険者数 × 29,400円	最高限度額は53万円です。
介護分	第2号被保険者全員の住民税額 × 0.20	第2号被保険者数 × 9,000円	最高限度額は7万円です。

第2号被保険者とは、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者です。

一度手続きすれば金融機関等に行く必要がなく、便利です。通帳と通帳に使用している印かんと保険証を持って、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

納付書

金融機関・郵便局・区役所・各支所の窓口で納付できます。

提示できない場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

問い合わせ

国保年金課

○加入・喪失(保険証)、給付について 国保サービス係 ☎内線26404

○保険料の納付・口座振替について 国保保険料係 ☎内線26451

○保養施設について 庶務係 ☎内線26367

こんな時には届け出が必要

港区に転入したり、職場の健康保険をやめるなどして国民健康保険に加入する場合や、港区から転出したり、職場の健康保険に加入するなどして国民健康保険をやめる場合には、届け出が必要です。必ず14日以内に区役所または各支所へ届け出をしてください。なお、必要書類は届け出によって異なりますので事前にお問い合わせください。

届け出が遅れると、このようになりかねません

保険料は加入しなければならぬ日(転入日等)にさかのぼって納めていただきます。しかし、その間の医療費については全額自己負担になります。また、転出等で国保の資格がなくなったのに港区の保険証で診療を受けた場合、港区で負担した医療費は返還していただくことになりません。

保険証は郵送します

加入や保険証の再発行の場合、保険証はご自宅へ郵送することになります。窓口で即時発行を希望する人は、必要書類のほか世帯主名の自宅あての郵便物をお持ちください。

このほかにも、高額療養費資金貸付制度、一部負担金の減額・免除の相談、健康の保持・増進をはかるための無料健康相談や保養施設などの事業も行っています。

提示できない場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

提示できない場合や、医師の指示でコルセット等の治療用器具を作ったときなどは、かかった医療費の全額をいったん支払っていただきますが、手続きをすることで、後から費用の一部が支給されます。

高額療養費

医療費が高額になり、同じ月内に支払った額が一定限度額を超えると、超えた分が支給されます。

その他

出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

皆さんからいただく保険料はこのように決められています

保険料は、皆さんが病院等で支払う一部負担金や国や都の補助金などの収入と、医療費の支払いやさまざまな給付を行うための支出を予測し、計算をして決められる**医療分(基礎賦課額)**と、介護保険制度により、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)がいる世帯に賦課される**介護分(介護納付金賦課額)**から成り立っています。

具体的には、世帯を単位として計算され、所得割額、均等割額の合計が年間の保険料になります。計算方法は**表**のとおりです。

保険料均等割額の減額

前年の総所得が一定基準以下の世帯の場合は、均等割額が減額されます。ただし、収入の申告をしていない人がいる世帯は、該当しません。

表 平成15年度特別区民税・都民税の納期限一覧表

1 普通徴収	
期	納期限
第1期	平成15年 6月30日(月)
第2期	9月1日(月)
第3期	10月31日(金)
第4期	平成16年 2月2日(月)
2 特別徴収	
月	納期限
6月	平成15年 7月10日(木)
7月	8月11日(月)
8月	9月10日(水)
9月	10月10日(金)
10月	11月10日(月)
11月	12月10日(水)
12月	平成16年 1月13日(火)
1月	2月10日(火)
2月	3月10日(水)
3月	4月12日(月)
4月	5月10日(月)
5月	6月10日(木)

平成15年度特別区民税・都民税の納税はお済みですか?

平成15年度の特別区民税・都民税の納期限は、表のとおりです。

今年6月に税務課からお送りした、「納税通知書」または「税額通知書」には、各期・各月ごとの税額が記載されています。しかし、表の納期限までに各期・各月ごとの税額の全額を納めない場合には、「滞納」となり延滞金がかかります。

なお、「滞納者」に対しては、地方税法により、区は「滞納者」

回復途上にある人が、治療を続けながら、より充実した社会生活を送れるように、自立に向けた支援を行っています。

デイケア(精神障害者社会復帰援助事業)

このころの病気を抱えている人の家族が、月1回集まり、交流会や学習会を開いています。

【専門医による相談(予約制)】

毎月第1金曜日、第2・第4水曜日、第4月曜日

精神保健福祉相談

身体に病気があるのと同様に、こころにも病気があります。ひとり、または家族だけで悩まずに相談ください。専門医や保健師が相談にのっています。

「こころの健康づくり」と福祉制度

保健サービスセンターでは、次のような事業を通して、回復へのお手伝いをしています。

期間 毎年4月から1年間(途中からの参加も可能)

実施日 毎週金曜日 午前9時30分~正午

内容 レクリエーション、話し合い、創作活動、各種教室、スポーツなどの集団活動を行っています。

延滞金とは

延滞金は、納期限を守らなかったことに対するペナルティーとして、さらに、期限内納税を促す目的で、地方税法に定められている徴収金のことです。

納税方法などの相談

会社の倒産やリストラ、ご家族の入院などさまざまな理由で本来の納期限に納税できない人のため、区では随時、納税相談を受け付けています。

小児精神医療費助成制度

18歳未満の入院している人が

家族会

このころの病気を抱えている人の家族が、月1回集まり、交流会や学習会を開いています。

通院医療費公費負担制度

医療機関で専門医の指示を受け適正な治療を続けることが、病気の悪化を防ぎ、回復を早めます。

問い合わせ

健康推進課地域保健係

☎3455 4772

家族教室

このころの病気を抱えている人の家族のための教室です。病気に理解を深めたり、対応の仕方について学びます。

精神保健福祉講演会

在住・在勤者を対象に、こころの健康に関する講演会を開催しています。

問い合わせ

税務課納税促進係

☎内線2616~28

延滞金の額は、納期限の翌日から起算し、その期・月に支払われるべき税の全額が支払われなかった日までの期間について、年利14・6%の割合を税額に乗じて算出します。

ただし、納期限後1か月間については、年利が7・3%の割合または、納期限によつてはそれ未満の特例基準が適用されるほか、本税額が2000円未満の場合や、計算結果が1000円未満となった場合には延滞金は、かかりません。また、計算結果の1000円未満の端数は切り捨てます。

問い合わせ

保健予防課 精神保健福祉担当

☎3455 4702

精神障害者ホームヘルプサービス

精神障害者保健福祉手帳を保持している人、または精神障害による年金の受給者で、サービスを必要とする人に、ホームヘルパーを派遣します。

精神障害者ホームヘルプサービス

精神障害者保健福祉手帳を保持している人、または精神障害による年金の受給者で、サービスを必要とする人に、ホームヘルパーを派遣します。

問い合わせ

保健予防課予防係

☎3455 4770

精神障害者保健福祉手帳制度

こころの病気のために、長期にわたり日常生活または、社会生活に制約を受けている人が、自立して生活し、社会参加するための手助けを目的としています。

講座・催し物

リサイクル講座 リフォーム

着物からワンピースへ

とき 10月16日(11月27日)毎週木曜日・全7回(午後1時~3時30分) **ところ** エコプラザ

講師 斎藤絢子(元東京都芝洋裁学校講師) **対象** 区民で全

費用の表記がないものは、すべて無料です。

区役所への郵便は、郵便番号と宛て先〒105 8511 港区役所(課)で届きます。

講師等の氏名の敬称は、省略させていただきます。

アクセスでのお問い合わせは、FAX 3578 2034へ。

結核の怖いところは?

高い死亡率 50年前、結核は日本人の死因で最も多い病気でした。しかし、薬が開発されたことにより、薬をきちんと飲めば90%以上治る病気になりました。

結核の怖いところは?

また結核は感染してもすぐには発病しません。発病するまでに感染後、半年から1年以上かかることもあります。

結核になりやすい人は?

若い頃、結核になったことがある高齢者(再発)

結核に対する免疫力の弱い小児、若年者

糖尿病、透析患者、胃切除後ステロイド剤内服中など免疫力の低下している人

過労、睡眠不足、偏食傾向など体力の低下している人

結核の症状

微熱、咳、痰(その他、全身

9月24日から30日は結核予防週間です

結核の相談は保健所へ

しかし、現在でも8%の人が死亡しています。

薬が効かない結核の増加 結核の治療を中断すると、再発したとき、今度は薬が効かなくなってしまうことがあります。その場合、治療期間が長くなり、肺を切除しなければいけなくなったりします。当然、死亡率も高くなります。

無料結核検診を行います

胸部レントゲン直接撮影を行います。申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

とき 9月26日(金) 午前9時~11時30分・午後1時30分~3時30分

ところ 保健サービスセンター (三田1-4-10)

対象 15歳以上の区内在住・在勤・在学者

検査項目 胸部レントゲン撮影

診断書は出ませんが、結果票をお渡しします。

回参加できる人 定員 12人

(抽せん) **費用 300円程度**(着せしん・製図用紙代)

申し込み 往復はがきに「リサイクル講座(着物からワンピースへ)希望」・住所・氏名・電話番号を書いて9月24日(水・必着)までに〒105 8511 港区役所清掃課リサイクル推進係へ。

☎内線2507

港区母子福祉会ひとり親家庭レクリエーション

秋の味覚かん狩へ

とき 11月3日(月・祝) 午前8時区役所前集合 **ところ** 伊豆長岡小坂みかん園 **対象** 区内在住のひとり親家庭の親子(子どもは18歳以下) **定員** 120人(抽せん) **費用** 一家庭700円(傷害保険等を含む)

問い合わせ

保健予防課予防係 (保健サービスセンター)

☎3455 4770

申し込み 往復はがきに「ひとり親家庭レクリエーション希望」・住所・参加者全員の氏名・年齢・学年・電話番号を書いて9月30日(火・必着)までに〒105 8511 港区芝浦4-4-27 港区母子福祉会会長岡村俊子へ。

☎3453 1267

問い合わせ

子育て推進課子ども家庭支援係

☎内線2436

「相談 よくあるケース」

とき 9月30日(火) 午前10時~正午 **ところ** 区役所9階会議室 **講師** 港法曹会会員弁護士 **対象** 区内在住・在勤者 **定員** 50人(電話で先着順) **申し込み** 電話で、区民広報課区民の声担当へ。

☎内線2050・1

問い合わせ

保健サービスセンター

☎3455 4770

広報「みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区役所、支所、福祉会館、区民センターなどの区の施設や、区内の郵便局、公衆浴場などにも置いてあるほか、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

第2回国際理解講座
「日本海をめぐる北東アジアの将来と日本・中国瀋陽及びモンゴルに勤務して」

とき 9月26日(金)午後6時30分～8時30分
ところ 生涯学習センター 講師 花田 隆公(前モンゴル大使) 対象 区内在住・在勤・在学者 定員 50人(電話またはファックスで先着順)
申し込み 電話またはファックスで、港ユネスコ協会へ。
問い合わせ 港ユネスコ協会(火)金曜日
☎3434 2300
FAX 3434 2233
生涯学習推進課生涯学習係 ☎内線2743

親子種別体験教室

とき 9月20日(土)雨天決行)午前8時15分集合、午後5時解散(予定)スポーツセンター前)ところ 栃木県下都賀郡野木町 対象 区内在住の小学生と保護者 定員 40人(抽せん)
申し込み はがきまたはファックスで郵便番号・住所・参加者全員の氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を書いて9月16日(火)必着)までに、〒108 0023港区芝浦3-1-47 消費者センター ☎3456 4159
☎3453 0458
FAX 3453 0458

お知らせ

はら・マッサーサービス

とき 10月14・15日(火・水)ところ 西桜福祉会館 対象 65歳以上の区民 定員 60人 費用 1000円
申し込み 電話で、9月11日(木)～16日(火)に西桜福祉会館へ。(土・日・祝日を除く) ☎3501 2743

第4回港区中小企業振興審議
会を開催します

「(仮称)港区産業振興プラン」を策定するための審議会を開催します。傍聴を希望する人は、9月12日(金)までに電話でお申し込みください。
とき 9月16日(火)午前9時30分～11時
ところ 区役所9階会議室
申し込み 電話で、商工課商工観光担当へ。 ☎内線2554

港区環境影響調査実施要綱に
基づく環境影響調査書の縦覧

縦覧期間 9月12日(金)～26日(金) 閉庁日を除く
縦覧場所 環境課(区役所5階)・各支所・みなと図書館
問い合わせ 環境課環境影響調査担当 ☎内線2495

区内公衆浴場

9月15日(月)敬老の日)は65歳以上の区民は、区内の銭湯に無料で入浴できます。
ふれあいの湯は、9月16日(火)振替休業となります。
(火)振替休業となります。

浴場名	ところ	芝	5	-	23	-	16
万才湯	三田	1	-	11	-	2	
小山湯	白金	3	-	2	-	3	
玉菊湯	白金	5	-	12	-	16	
三越湯	高輪	2	-	6	-	2	
高輪湯	南麻布	1	-	15	-	12	
竹の湯	麻布十番	1	-	5	-	22	
越の湯	南青山	3	-	12	-	3	
清水湯	南青山	3	-	12	-	3	
ふれあいの湯	芝	2	-	2	-	18	

不動産街頭無料相談

家・マンション・土地など、不動産にかかる問題の相談を専門家が受け付けます。
とき 9月19日(金)午前10時～午後4時
ところ JR新橋駅西口広場 相談員 不動産相談員・弁護士・税理士・不動産鑑定士・建築士 主催 (株)東京都宅地建物取引業協会 後援 港区

の環境衛生相談」を同時開催します。生活衛生センターの環境衛生監視員が相談を受け付けます。
内容 飲み水の安全性、赤さびやカビの防止、病害虫・ネズミの駆除、衛生設備の管理など
申し込み 当日直接会場へ。
問い合わせ (財)港区住宅公社 ☎3593 5683

公社借上住宅あき家人居者募集

募集期間および「募集案内」配布期間 9月17日(水)～26日(金)
募集戸数 7戸(世帯向け)
募集住宅の概要

募集住宅	所在地	募集戸数
東麻布ハウス	東麻布2-4-11	1
ガーデンテラスヤリヤ	三田5-13-16	1
和光マンション	白金6-4-4	1
ファミリー本橋	南麻布3-17-12	1
ウイン麻布十番/ハルビ	麻布十番2-4-1	1
フロンティア芝浦	芝浦4-18-30	2

主な申込資格 区内在住・在勤者(在勤者とは、申込者本人あるいは申込者もしくは配偶者の親が区内に居住している人です。在勤者とは、申込者本人が港区内の事業所等に勤務している人です。)同居親族(予定者を含む)がいること 世帯の所得が希望住宅の所得基準を満たしていること 現に住宅を必要としていないこと等
詳しくは「募集案内」をご覧ください。

区民向け住宅(区立住宅・特定公共賃貸住宅)あき家人居者募集
募集期間および「申込みのしおり」配布期間 9月17日(水)～26日(金)

主な申込資格 申込者が65歳以上であること 申込者が港区に現在まで引き続き3年以上居住していること 独立した日常生活を営めること 所得が基準を満たしていること(321

募集戸数 28戸(世帯向け)
募集住宅の概要

住宅の種類	募集住宅	所在地	申込区分	募集戸数
区立住宅	シティハイツ高輪	高輪1-16-25	在勤者	4
	シティハイツ赤坂	赤坂4-18-13	在勤者	2
	シティハイツ港南	港南3-3-17	在勤者	3
特定公共賃貸住宅	シティハイツ高浜	港南1-1-27	在勤者	5
	シティハイツ港南	港南3-3-17	在勤者	2
	シティハイツ港南	港南3-3-17	在勤者	2
	シティハイツ竹芝	芝1-8-23	在勤者	3
	シティハイツ桂坂	高輪2-13-8	在勤者	2

主な申込資格 区内在住・在勤者(在勤者とは、申込者本人が成年者(20歳未満の既婚者を含む)であること 同居親族(予定者を含む)がいること 世帯の所得が定められた所得基準を満たしていること(住宅の種類および家族数により異なります。) 現に住宅を必要としていないこと 住民税を滞納していないこと等
詳しくは「申込みのしおり」をご覧ください。

シルバークロスタウン都営住宅地元割
募集期間および「申込みのしおり」配布期間 9月17日(水)～26日(金)
募集戸数 2戸(単身者用) 募集住宅の概要 台場1丁目アパート(台場1-5) 1DK 46.02㎡
北青山1丁目アパート(北青山1-6) 1DK 33.18㎡

主な申込資格 申込者が65歳以上であること 申込者が港区に現在まで引き続き3年以上居住していること 独立した日常生活を営めること 所得が基準を満たしていること(321

主な申込資格 申込者が65歳以上であること 申込者が港区に現在まで引き続き3年以上居住していること 独立した日常生活を営めること 所得が基準を満たしていること(321

万6000円以内) 住宅に困窮していること等
詳しくは「申込みのしおり」をご覧ください。

印の「募集案内」・「申込みのしおり」の配布

募集期間中に、(財)港区住宅公社・都市計画課(区役所6階)・高齢者支援課、各支所、台場分室(以上土・日・祝日を除く)および各福祉会館で配布します。また(財)港区住宅公社のホームページ <http://www.minato-smile.or.jp> からモダンロードできます。
印の申し込み 郵送で募集期間中に投かんし9月29日(月)までに芝郵便局に到着したものを受け付けます。

印の「募集案内」・「申込みのしおり」を郵送でお送りします 郵送を希望する人は、封筒に1冊につき200円分の切手を同封して、募集名・住所・氏名・連絡先を書いて、9月22日(月)までに、〒105 0003 港区西新橋2-10-19 (財)港区住宅公社へ。
印の問い合わせ (財)港区住宅公社 ☎3593 5686
テレホンサービス ☎3593 5684

みなと区民まつりの記念バッジを販売しています
バッジのデザインには、港区建築物シリーズ第二弾として開通10周年を迎えたレインボーブリッジを採用しました。特典もさらに充実し、区内美術館や展望台の入場割引、まつり会場での記念品の引き換え(数に限り有り)ホテルの宿泊券やデジタルカメラほか豪華賞品が当たる抽せん会への参加と盛りだくさんです。地域活動支援課(区役所3階)・各支所・各区民センターで販売するほか、当日会場でも販売します。(10月10日)金)まで。1個200円)
問い合わせ みなと区民まつり実行委員会事務局 ☎5770 6837

子育てひろば「あいぽーと」
9月16日(火)オープン
ところ 南青山2-25-1
営団地下鉄銀座線 外苑前駅 徒歩1分
問い合わせ 子育て広場「あいぽーと」(特定非営利活動法人 日本子どもNPOセンター) ☎5786 3250
事業推進課 ☎内線2091

港区区内交通事故発生状況
(平成15年7月末現在)

種別	人身事故発生件数	死者	負傷者
7月	233件	1人	284人
本年累計(1月～7月)	1731件	6人	1981人
前年比(1月～7月)	+141件	-2人	+172人

スリルより マナーで示せ 君の腕
あぶないよ 無灯火 携帯 二人乗り

みなとふれあい館パソコン教室
9月以降のご案内
みなとふれあい館パソコン教室では「パソコン体験講座」を無料で開いています。
また有料ですが、基礎講座から専門講座「おさらし塾」など用意しています。
費用等詳しくは、お問い合わせください。

みなと区民まつりの記念バッジを販売しています
バッジのデザインには、港区建築物シリーズ第二弾として開通10周年を迎えたレインボーブリッジを採用しました。特典もさらに充実し、区内美術館や展望台の入場割引、まつり会場での記念品の引き換え(数に限り有り)ホテルの宿泊券やデジタルカメラほか豪華賞品が当たる抽せん会への参加と盛りだくさんです。地域活動支援課(区役所3階)・各支所・各区民センターで販売するほか、当日会場でも販売します。(10月10日)金)まで。1個200円)
問い合わせ みなと区民まつり実行委員会事務局 ☎5770 6837

10月開講 カルチャー講座
ところ みなとふれあい館 対

象 区民 定員 各講座とも定員制です(ファックスで先着順)
申し込みをされた人に受講料振込口座をお知らせしますので、受講料を振り込んでください。
講座名 陶芸教室・すぐ使える生きた英語講座・楽しいスペイン語会話講座・お琴教室・英語の常識とビジネス英語・日本語講座・英語の常識あれこれ講座・楽しい囲碁教室・小中学生とその保護者向け・話せる旅の英会話・短文を書き、本にする講座・気功講座・ドラマチック歌謡曲、楽しく歌いましょう・楽しい水彩画教室・実用中国語会話講座
開講日・費用等詳しくは、お問い合わせください。
申し込み 平日の午前10時～午後5時に郵便番号・住所・氏名・年齢・電話・希望講座名を書いて、ファックスでみなとふれあい館へ。 ☎5475 1305
FAX 5475 1306

港区シルバー人材センター
9月以降のご案内
みなとふれあい館パソコン教室では「パソコン体験講座」を無料で開いています。
また有料ですが、基礎講座から専門講座「おさらし塾」など用意しています。
費用等詳しくは、お問い合わせください。

港区シルバー人材センター
9月以降のご案内
みなとふれあい館パソコン教室では「パソコン体験講座」を無料で開いています。
また有料ですが、基礎講座から専門講座「おさらし塾」など用意しています。
費用等詳しくは、お問い合わせください。

港区シルバー人材センター
9月以降のご案内
みなとふれあい館パソコン教室では「パソコン体験講座」を無料で開いています。
また有料ですが、基礎講座から専門講座「おさらし塾」など用意しています。
費用等詳しくは、お問い合わせください。

保健だより

みなと保健所
各センターの所在地

生活衛生センター 六本木5-16-45
保健サービスセンター 三田1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂4-18-13

休日診療

診療時間 □ は午前9時~午後5時
■ は午後5時~午後10時

Table with columns for date (9/14, 9/15), clinic name, address, and phone number.

電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内: 東京消防庁テレホンサービス, 東京都保健医療情報センター

薬の相談

《港区休日くすり何でもテレホン》対応時間: 午前9時~午後2時

Table with columns for date, pharmacy name, address, and phone number.

電話不通の場合は、☎090-9378-7915

《夜間対応当番薬局》☎090-3690-3102 午後8時~午前8時(毎日)

各種検診-1

Table for various health checkups including stomach and lung cancer screening.

各種検診-2

Table for various health checkups including breast, gynecological, and dental screenings.

「グループ・お母さんの時間」みなと保健所で新しいグループ事業が始まります!

Table for group activities including support for mothers.

情報アンテナ

不動産街頭無料相談会

税理士・弁護士等による不動産に関する税務・法律・建築・取引の相談です。

とき 10月1日(水)午前10時30分~午後4時30分
ところ JR田町駅西口歩行者デッキ
問い合わせ ㈱全日本不動産協会東京都本部港支部 ☎3578 7079

「表示登記の日」無料相談

土地・建物の調査・測量・境界問題および不動産の表示登記の相談です。

とき 10月1日(水)午前10時~午後4時
ところ 東京法務局港出張所
問い合わせ 東京土地家屋調査士会港支部 ☎3437 3757

「都市と不動産を考える」講演会

とき 10月9日(木)午後1時30分(午後1時開場)
ところ 赤坂区民センター 内容 東京都地価調査のあらまし(講師: 芦澤正志さん)・本当の豊かさとは(講師: 大宅映子さん)

申し込み・問い合わせ 電話またはファックスで、
㈱東京都不動産鑑定士協会 ☎3434 2306 FAX3434 3650

表

Table listing sports events like soccer, badminton, and bowling.

健康講座「脳梗塞って?」

Table for stroke health lecture with details on time, location, and instructor.

「ふたごの会」参加者募集

Table for 'Futago no Kai' recruitment with details on time and location.

栄養講習会 ~生活習慣病予防の食事~

Table for nutrition seminar with details on time and location.

成人健康診査(胃・大腸検診)

Table for adult health checkups (stomach and colon) with details on time and location.

飼い犬の登録と注射済票の交付

生後91日以上の子犬は、生涯に1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

登録をしていない犬や、今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬の飼い主は、次の手続きを済ませてください。

飼い犬の登録 窓口で登録申請を行い、鑑札の交付を受けてください。鑑札は、飼い犬につけておくことが義務付けられています。鑑札を紛失したときは再交付の申請をしてください。

注射済票交付申請

最寄りの動物病院等で狂犬病予防注射を受け、「注射済証明書」を窓口にお持ちください。また、今年度の3月2日以降に狂犬病予防注射を受けていて、注射済票が未交付の場合も、窓口で申請してください。

期限 10月1日(水)

窓口 生活衛生センター、保健福祉管理課(区役所2階) 各支所
手数料 飼い犬の登録 3,000円(鑑札の再交付 1,600円)
注射済票交付 550円

問い合わせ 生活衛生課生活衛生相談係(生活衛生センター) ☎3408-6146

2003年 みなと区民スポーツ・体育祭 《スポーツまつり》 参加者募集

毎年「体育の日」に開催している「みなと区民スポーツ・体育祭」を、今年も10月13日(月)にスポーツセンター一帯で行います。当日参加型イベントの《スポーツまつり》のうち、表の種目は事前申し込みが必ず必要です。詳しくは、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 生涯学習推進課スポーツ係 ☎内線 2752・3